

平成23年度試験 A-1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A-2の該当欄にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験A-1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をA-2の各問番号の解答欄に番号（問22、問33及び問39は数字、問42は文字と数字）で記入して下さい。
（文字を記入した場合は、無効となることがあります。）
解答用紙以外の場所に記入した解答は、すべて無効です。
5. 解答時間は、2時間30分です。

あなたの受験番号

(問 1) 土地改良法の規定による土地改良事業に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 農用地以外の土地から農用地への地目変換については、土地改良事業として実施することができる。
- 2 農業用道路の管理については、土地改良事業として実施することができる。
- 3 農業用排水の水質の汚濁を防止するための農業集落排水施設の新設については、土地改良事業として実施することができる。
- 4 土地の区画形質の変更については、土地改良事業として実施することができる。

(問 2) 土地改良事業の参加資格者に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農用地であって、賃借権に基づき耕作されているものについて、その土地の賃借人が土地改良事業に参加するためには、農業委員会に申し出て、その承認を得なければならない。
- 2 農用地以外の土地であって、使用貸借による権利に基づき使用されているものについて、その土地の借主が土地改良事業に参加するためには、農業委員会に申し出て、その承認を得なければならない。
- 3 農用地であって、賃借権に基づき耕作されているものについて、その土地の所有者が土地改良事業に参加するためには、農業委員会に申し出て、その承認を得なければならない。
- 4 農用地以外の土地であって、使用貸借による権利に基づき使用されているものについて、その土地の所有者が土地改良事業に参加するためには、農業委員会に申し出て、その承認を得なければならない。

(問 3) 土地改良区の総会に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区の総会は、総組合員の3分の2以上で組織する。
- 2 理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 3 組合員の数が200人を超える土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 4 理事の職務を行う者がいないときには、監事が総会を招集しなければならない。

(問 4) 国又は都道府県が行う土地改良事業の開始手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農林水産大臣は、申請に係る土地改良事業について、土地改良事業計画を定めたときには、当該計画について都道府県知事と協議しなければならない。
- 2 都道府県知事は、申請に係る土地改良事業について、その事業の施行に係る地域が2以上の都府県の区域にわたるときには、あらかじめ、農林水産大臣と協議し、土地改良事業計画を定めなければならない。
- 3 農林水産大臣は、申請に係る土地改良事業について、土地改良事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、20日以上相当の期間を定めて土地改良事業計画の概要を縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県知事が、申請に係る土地改良事業について、土地改良事業計画を定めたときには、当該計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(問 5) 土地改良区の総代選挙の選挙権及び被選挙権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 未成年者である組合員は、土地改良区の総代選挙の選挙権を有しない。
- 2 法人たる組合員は、土地改良区の総代選挙の被選挙権を有しない。
- 3 成年被後見人である組合員は、土地改良区の総代選挙の選挙権を有しない。
- 4 被保佐人である組合員は、土地改良区の総代選挙の被選挙権を有しない。

(問 6) 土地改良区の設立手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区の設立を申請する者は、2以上の土地改良事業の施行を目的とした土地改良区の設立を申請してはならない。
- 2 土地改良区の設立を申請する者は、市町村が公共の用に供している土地を含めて土地改良区を設立する場合には、当該市町村の承認を得なければならない。
- 3 土地改良区の設立を申請する者は、土地改良事業計画及び定款を公告し、事業参加資格者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 4 土地改良区の設立を申請する者は、建築物の敷地を含めて土地改良区を設立する場合には、当該建築物を所有している者の意見を聞かなければならない。

(問 7) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良区は、賦課金を滞納する者に対して、 状により期限を指定して、 しなければならない。この を受けた者が、その指定する期限までにこれを完納しない場合は、 に対し、その徴収を請求することができる。

また、 がこの請求を受けた日から 以内にその処分に着手せず、又は 以内にこれを終了しない場合には、 は都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

1 市町村	2 国
3 催告	4 督促
5 農業委員会	6 理事
7 20日	8 30日
9 60日	10 90日

(問 8) 土地改良区連合に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、その事業の一部を共同して行うため、土地改良区連合を設立することができる。
- 2 土地改良区連合は、総代会を設けることができない。
- 3 土地改良区連合は、合併することができない。
- 4 土地改良区連合の理事の定数の少なくとも5分の3、監事の定数の少なくとも2分の1は、所属土地改良区の役員でなければならない。

(問 9) 失踪宣告に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 失踪宣告は家庭裁判所が行うが、その請求は不在者の財産管理の場合と同様に、利害関係人のみならず検察官も行うことができる。
- 2 船舶の沈没事故によって生死不明となった者が失踪宣告によって死亡したとみなされる時点は、船舶の沈没した後1年を経過した時である。
- 3 失踪宣告を受けた者の財産を善意で相続した者は、当該宣告が取り消された場合にも、現に利益を受ける限度で利得を返還すれば足りる。
- 4 失踪宣告は、失踪者が失踪宣告によって死亡したとみなされた時と異なった時に死亡したことの証明があった場合には、家庭裁判所の取消しがなくても当然にその効力を失う。

(問 10) 物権に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えによりその妨害の停止を請求することはできるが、損害の賠償を請求することはできない。
- 2 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができ、また、必要があれば通路を開設することもできる。
- 3 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えて自己の所有地に侵入してきた場合は、竹木の所有者に切り取らせることができ、隣地の竹木の根が侵入してきた場合、これを自ら切り取ることができる。
- 4 地上権は、他人の土地で工作物や竹木を所有するためにその土地を使用する権利であり、相続性及び譲渡性が認められ、これを抵当権の目的とすることもできる。

(問 11) 抵当権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 更地に対して抵当権を設定した者が、その後に抵当地の上に建物を築造した場合にも、建物について法定地上権が発生する。
- 2 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その前後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。
- 3 抵当権が設定された建物を、抵当権者に対抗できない賃借権により競売手続開始前から使用していた者は、競売における買受人の買受けの時から6か月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡さなくてよい。
- 4 抵当不動産の第三取得者は、当該抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生した後でも、売却の許可の決定が確定するまでは、抵当権消滅請求をすることができる。

(問 12) 不法行為に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、これにより他人に損害が生じたときは、工作物の占有者及び所有者は損害賠償責任を負うが、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたことを立証した占有者及び所有者は免責される。
- 2 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 20歳未満の未成年者は、不法行為による損害賠償責任を問われることはない。
- 4 教唆者や幫助者など自ら不法行為を実行していない者については、不法行為責任を問うことはできない。

(問 13) 相続に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

Aには妻Bと、Bとの間の嫡出子C、D、E及び非嫡出子Fがいる。CとFは独身であり、Dには子Gがおり、Eは子H、I、Jを残して死亡している。この場合において、Aが遺言を残さず2,100万円の遺産を残して死亡した場合の遺産の相続については、法定相続分に従ったCの具体的相続分は であり、Fの具体的相続分は であり、Gの具体的相続分は であり、Iの具体的相続分は である。

相続の開始前に被相続人の子や兄弟姉妹が死亡し、排除され、又は欠格事由があるために相続権を失ったとき、その者の子がその者に代わってその者の受けるはずであった相続分を受けることを という。

1	0円	2	50万円	3	100万円	4	150万円
5	300万円	6	450万円	7	600万円	8	1,050万円
9	代襲相続	10	承継相続				

(問 14) 次に掲げる不動産登記のうち、付記登記によってされるものは幾つあるか。

- ア 所有権の移転の仮登記
- イ 買戻しの特約の登記
- ウ 地上権を目的とする質権の設定の登記
- エ 不動産に対する差押えの登記
- オ 抵当権の移転の登記

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個

(問 15) 不動産の表示に関する登記についての次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 行政区画の変更により既登記の建物の所在に変更が生じたときであっても、所有権の登記名義人に建物の所在変更の登記の申請義務はない。
- 2 抵当権の設定の登記がされている建物の滅失の登記は、その抵当権の設定の登記を抹消した後でなければ申請することができない。
- 3 分筆又は合筆の登記の登録免許税は、分筆前又は合筆前の土地1筆について1,000円である。
- 4 区分建物である建物を新築した場合において、その所有者について相続その他の一般承継があったときであっても、相続人その他の一般承継人が、被承継人を表題部所有者とする当該建物についての表題登記を申請することはできない。

(問 16) 土地の分筆及び合筆の登記に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 甲地と乙地について同一の存続期間の定めのある地上権の設定の登記がある場合には、その両地について合筆の登記を申請することができない。
- 2 所有権の登記がない土地と所有権の登記がある土地との合筆の登記はすることができない。
- 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に持分を異にする土地の合筆の登記はすることができない。
- 4 所有権の登記及び承役地についてする地役権の登記がある土地と所有権の登記以外の権利に関する登記がない土地との合筆の登記はすることができない。

(問 17) 抵当権の登記の申請に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 数個の抵当権の順位を同一にするために、その数個の抵当権の設定の登記を同時にすることができる。
- 2 抵当権の設定の登記の申請については、抵当権者が登記権利者となる。
- 3 弁済により消滅した抵当権の抹消の登記の申請は、申請情報と併せて抵当権者の承諾を証する情報を提供すれば、抵当権設定者が単独ですることができる。
- 4 抵当権の順位の変更の登記の申請は、順位の変更に係る抵当権の登記名義人が全員で共同して申請しなければならない。

(問 18) 土地改良登記令第2条の規定による代位登記の申請に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 所有権の登記がない土地の地目に変更が生じているときは、土地改良事業を行う者は、表題部に記載された所有者に代わって地目の変更の登記を申請することができる。
- 2 売買により不動産の所有権が移転した場合において、その旨の登記がされていないときは、土地改良事業を行う者は、買主に代わって、所有権の移転の登記の申請をすることができる。
- 3 土地改良事業の施行区域内において、不動産が売り渡された場合に、当該不動産が未登記であるときは、土地改良事業を行う者は、買主に代わって、当該不動産の表題登記を申請することができる。
- 4 所有権の保存の登記がされていない土地の表題部所有者について相続が開始しているときは、土地改良事業を行う者は、その表題部所有者の相続人に代わって、所有権の保存の登記を申請することができる。

(問 19) 換地処分による登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない申請情報に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 登記されている地役権が換地の一部の上に存続すべき場合における換地処分による登記の申請は、当該地役権設定の範囲を申請情報の内容としなければならない。
- 2 換地計画において従前の数個の土地に照応して1個の換地が定められた場合において、従前の数個の土地中に所有権の登記がないものがあるときは、当該所有権の登記がない旨も申請情報の内容としなければならない。
- 3 都道府県知事から登記所に提供された情報で、換地計画を証する情報に相当するものがある場合であっても、その換地計画を証する情報を申請情報と併せて提供しなければならない。
- 4 換地処分による登記の申請は、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地で登記すべきものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。

(問 20) 戸籍の届出に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 婚姻の届出があったときは、夫又は妻の氏を称し、夫婦について、必ず新戸籍を編製することとなる。
- 2 外国に在住する日本人の男女の間の創設的婚姻届を、同男又は同女の本籍地の市区町村長に郵送で届出することはできない。
- 3 外国の方式で成立した報告的婚姻届については、届出期間が過ぎたときは、もう届出することはできない。
- 4 日本人同士が、外国において創設的婚姻の届出をする場合、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にすることができる。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合との比較に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分の対象となる土地には農用地以外の土地を含むことができるが、交換分合の対象とすることのできる土地は農用地のみである。
- 2 換地処分及び交換分合は、どちらも、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するようにその計画を定めなければならない。
- 3 換地処分及び交換分合は、どちらも、都道府県が実施主体となることができる。
- 4 換地処分にあつては換地計画において清算金の額を定めなければならないが、交換分合にあつては交換分合計画において清算金の額を定める必要はない。

(問 22) 次の設例の場合において、集団化率は何%か。

ただし、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

[設 例]

関係農家数	297戸
関係権利者数	335人
従前の土地の筆数	1,248筆
従前の土地の団地数	931団地
換地の筆数	727筆
換地の団地数	434団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 土地改良法第54条の2第7項の規定により消滅する道路の敷地は、Cのみに記載される。
- 2 使用貸借による権利が設定されている従前の土地は、A及びBに記載される。
- 3 土地改良区が農業用排水施設の敷地として所有する従前の土地（所有権以外の権利は設定されていない。）は、Aのみに記載される。
- 4 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定めること）に係る従前の土地（所有権以外の権利は設定されていない。）は、A及びCに記載される。

(問 24) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

換地計画において、換地及び従前の土地の用途、、土性、水利、傾斜、温度その他の 条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定める他の場合との比較において が生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地が でないと認められるときは、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の 及び時期を定めなければならない。

1	不平等	2	営農	3	方法	4	同等
5	地積	6	形状	7	不均衡	8	同一
9	自然	10	場所				

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要とするものは次のうちどれか。

〔設 例〕

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（ ΣO ）	608,103 m^2
換地の総地積（ ΣS ）	539,451 m^2

- 1 従前の土地7,263 m^2 に対する換地7,585 m^2
- 2 従前の土地13,599 m^2 に対する換地9,651 m^2
- 3 従前の土地8,399 m^2 に対する換地5,879 m^2
- 4 従前の土地6,225 m^2 に対する換地6,591 m^2

(問 26) 次の設例において、農村公園の用に供される土地として共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）を定める場合、当該土地の上限面積として正しいものはどれか。

[設 例]

換地区面積	171,225㎡
農村公園の用に供される土地の面積	1,500㎡
地区内の全農家戸数	120戸
農村公園の全利用農家戸数	250戸
うち 換地区内の農家であって 農村公園の利用予定戸数	90戸

- 1 540㎡
- 2 720㎡
- 3 750㎡
- 4 1,125㎡

(問 27) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地を定める場合は、特別減歩により特に減じた地積又は不換地に係る従前の土地の地積を合計した面積を超えることができない。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者は、当該創設換地に係る換地計画において事業主体が指定することにより定まり、当該取得者の同意は必要ない。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、農用地に供することを予定する土地を定める場合は、その取得者は農地保有合理化法人に限られている。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者が土地改良区である場合は、金銭による清算を要しない。

(問 28) 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定めること）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地上権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、地上権者の同意が必要である。
- 2 賃借権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、賃借権者の同意が必要である。
- 3 抵当権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、抵当権者の同意は不要である。
- 4 質権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、質権者の同意は不要である。

(問 29) とび換地（土地改良法第52条第2項の規定に基づき、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこと）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 とび換地を定める場合、換地処分は、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならない。
- 2 とび換地を定める場合、換地交付率は、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について必ず等しくしなければならない。
- 3 とび換地は、当該一の区又は当該他の区に係る従前の土地に抵当権が設定されているときは、定めることができない。
- 4 とび換地は、同一の市町村に所在する当該一の区と当該他の区との間でのみ定めることができる。

(問 30) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 市町村が所有し、公用に供している建物の敷地については、機能交換の対象とすることができない。
- 2 市町村が所有し、土地改良区が管理している農業用排水路の敷地は、機能交換の対象とすることができる。
- 3 機能交換により市町村に帰属させる道路の敷地は、非農用地区域内に換地しなければならない。
- 4 機能交換を行う道路の敷地を所有する市町村は、権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の構成員である。

(問 31) 次に掲げる場合のうち、部分指定（土地改良法第53条第3項の規定に基づき換地を定める場合の権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分の指定）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 従前の土地の一部に使用貸借による権利が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている部分を指定して定めなければならない。
- 2 従前の土地の一部に賃借権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている従前の土地の一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。
- 3 従前の土地が共有地である場合は、これに照応する換地は、各共有者の持分に応ずる部分を指定して定めなければならない。
- 4 従前の土地の一部に地役権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている従前の土地の一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。

(問 32) 都道府県が行う土地改良事業の換地計画において、創設換地（土地改良法第53条の3第1項又は同法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）として換地を定めるときの清算金に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 関係土地改良区が事務所の用に供する土地を取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。
- 2 関係土地改良区が当該土地改良事業によって生ずる排水路の用に供する土地を取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。
- 3 関係市町村が行う農業用排水施設の管理（土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業）の用に供する土地を関係市町村が取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。
- 4 関係市町村が当該土地改良事業によって生ずる排水路の用に供する土地を取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。

(問 33) 土地改良法第52条第5項に基づき、土地改良区が換地計画を定めるために開催される会議（権利者会議）について、次の設例の場合に当該会議を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1名選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

所有者	627人
永小作権者	4人
使用貸借による権利を有する者	55人
賃借権者	38人
質権者	15人
抵当権者	28人
先取特権者	4人
地役権者	2人
地上権者	5人
従前の土地に権利を有しないが、当該換地 計画により農業用施設用地の所有権を取得する市町村	2団体

(問 34) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良区が行う土地改良事業において、換地計画を定めるには、当該換地計画に係る土地につき に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議の に農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る を有する者で土地改良法施行令で定める資格者（土地改良換地士）の意見をきかなければならない。

換地計画についての意見は、当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定められているかどうかについての意見、当該換地計画に記載された事項の 及びその理由とし、 によらなければならない。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 適否 | 2 土地改良法第5条第7項 |
| 3 議決後 | 4 意見書 |
| 5 豊富な経験 | 6 議決前 |
| 7 実務の経験 | 8 当否 |
| 9 土地改良法第3条第1項 | 10 口頭 |

(問 35) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請書に添付する書類に関する次の記述中、必要としないものはどれか。

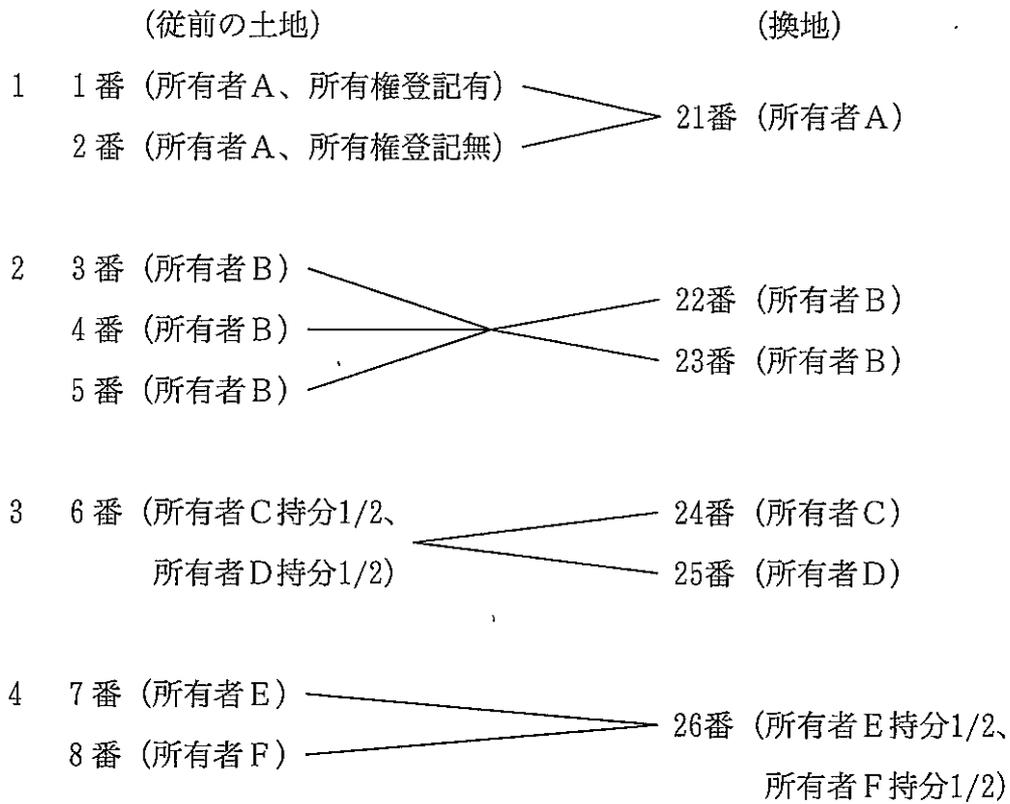
ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

- 1 異種目換地（農用地を従前の土地とする換地を土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に定めること）の同意があったことを証する書面。
- 2 不換地（土地改良法第53条の2の2の規定により換地を定めないこと）の同意があったことを証する書面。
- 3 当該換地計画に係る関係農業委員会の同意書。但し、同意を求めた日から60日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面。
- 4 抵当権者の供託をしなくてもよい旨の申し出があったことを証する書面。

(問 36) 換地処分の効果に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において、従前の土地について存する永小作権は、その公告のあった日の翌日から換地について存する永小作権とみなされる。
- 2 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において、従前の土地について存する地役権は、その公告のあった日の翌日から換地について存する地役権とみなされる。
- 3 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において、換地を定めなかった従前の土地に係る清算金は、その公告のあった日に確定する。
- 4 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において、創設農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）を取得すべき者として定められた者は、その公告のあった日に取得したとみなされる。

(問 37) 換地の組合せに関する次の記述中、正しいものはどれか。



(問 38) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 創設農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項第1号の規定により換地とみなされる土地）が当該土地改良事業計画及び換地計画に定めのある場合は、当該計画における取得予定者に対し一時利用地の指定を行うことができる。
- 2 創設非農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項第2号の規定により換地とみなされる土地）が当該土地改良事業計画及び換地計画に定めのある場合は、当該計画における取得予定者に対し一時利用地の指定を行うことができる。
- 3 一時利用地の指定によって従前の土地の所有者が損失を受けた場合には、その一時利用地の指定を行った土地改良区が通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 4 一時利用地の指定によって従前の土地の所有者が損失を受けた場合には、その一時利用地の指定を受けた者が通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(問 39) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合、供託すべき額はいくらか。ただし、抵当権者から供託不要の申し出はないものとする。

〔設 例〕

従前の土地の地積	5,405㎡
担保債権額	3,700,000円
従前の土地の1㎡あたりの価格	700円
従前地比例地積清算方式による1㎡あたりの増価額	8円
換地の地積	4,999㎡
換地の1㎡あたりの価格	740円

(問 40) 土地改良事業の換地計画に係る都府県及び市町村の境界又は^{あざ}字の区域の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都府県の境界の変更は、総務大臣の告示によりその効力が生ずる。
- 2 市町村の境界の変更は、都道府県知事の告示によりその効力が生ずる。
- 3 ^{あざ}字の区域の変更は、土地改良法の規定による換地処分の公告の翌日にその効力が生ずる。
- 4 都府県又は市町村の境界の変更に係る告示と土地改良法の規定による換地処分の公告は同一日に行うことが望ましい。

(問 41) 換地計画を定める必要のある土地改良事業を行う場合において、事業主体が管轄登記所への届出を行う必要がないものは次の記述中どれか。

- 1 当該土地改良事業の工事の着手及び完了の予定時期
- 2 当該土地改良事業の施行地域内にある土地の所在及び地番
- 3 当該土地改良事業の施行地域内にある水面の位置
- 4 当該土地改良事業の施行地域内として分筆を行う予定時期

(問 42) 次の設例の場合において、従前の土地に対して換地を定めたときに、従前地比例地積清算方式による清算をした場合には、清算金の額はいくらか。当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合には「徴収額」、事業主体が権利者に支払う場合には「支払額」と当該額の前に記載すること。また、算出後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。

〔設 例〕

従前の土地	地積 2,240㎡、評価額 784,000円
換地	地積 2,000㎡、評価額 780,000円
従前の土地の総地積	151,837.60㎡
換地の総地積	140,340㎡
従前の土地の総評価額	53,582,650円
換地の総評価額	54,379,100円

(問 43) 平面上の2点PとQについて、PにおけるQの方向角が 60° 、PQ間の水平距離が100mであるとき、Qの平面直角座標として正しいものはどれか。
 なお、Pの平面直角座標におけるx座標は145.0、y座標は175.0で、Qのx座標を x_Q 、y座標を y_Q とする。座標値はm単位とし、三角関数値は表の通りとする。

表

$\sin 60^\circ$	=	0.866
$\cos 60^\circ$	=	0.500
$\tan 60^\circ$	=	1.732

- 1 $x_Q = 231.6$ 、 $y_Q = 225.0$
- 2 $x_Q = 318.3$ 、 $y_Q = 348.2$
- 3 $x_Q = 195.0$ 、 $y_Q = 261.6$
- 4 $x_Q = 225.0$ 、 $y_Q = 231.6$

(問 44) トータルステーションを用いた角及び距離の観測における誤差に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 鉛直軸の傾斜によって生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 2 望遠鏡の視準線がトータルステーションの鉛直軸の中心から外れているために生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 3 位相差測定の影響によって生じる距離の測定誤差は、測定距離に比例する。
- 4 気温の測定誤差によって生じる距離の測定誤差は、測定距離に比例する。

(問 45) 公共測量におけるGPS測量に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 同時に観測できるGPS衛星は、少なくとも3個あれば十分である。
- 2 観測地点の標高を求めるには、その地点のジオイド高の値が必要である。
- 3 ネットワーク型RTK-GPS方式であれば、大気による観測誤差を完全に消去することができる。
- 4 自動車のすぐ近くに受信機を設置しても自動車のエンジンを切っておけば、マルチパスによる誤差の影響はない。

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農地について使用及び収益を目的とする権利を取得できる法人は、必ず農業生産法人要件を満たさなければならない。
- 2 個人で農地を取得しようとする場合において、農業委員会又は都道府県知事の許可を得るためには、必ず50アール以上の農地を購入する必要がある。
- 3 農地について使用及び収益を目的とする権利を有する者がその農地を適正に利用していないと認められる場合には、農業委員会又は都道府県知事は直ちにその許可を取り消さなければならない。
- 4 相続により農地の所有権を取得した者は、必ず農業委員会にその旨を届け出なければならない。

(問 47) 農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農地保有合理化法人は、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）を行うことができるが、農地利用集積円滑化団体は、そのような事業を行うことができない。
- 2 NPO法人は、農地保有合理化事業の実施主体となることができるが、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることはできない。
- 3 市町村が定める農用地利用集積計画は、都道府県の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものである必要がある。
- 4 市町村が農用地利用集積計画を公告した場合、その公告のあった農用地利用集積計画に従って利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとされている。

(問 48) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

農業振興地域の整備に関する法律においては、農林水産大臣が、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされている。

都道府県知事は、基本指針に基づき、 整備基本方針を定め、これに基づき を指定するものとされている。

農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、 整備基本方針に定める について、資料の提出の求めを行うものとされており、農林水産大臣は、当該資料により把握した を毎年公表するものとされている。

また、都道府県知事の指定した の区域の全部または一部がその区域内にある市町村は、 整備計画を定めなければならないが、 整備計画のうち、 利用計画については、 を得なければならないとされている。

なお、都道府県は、受益の範囲が広域にわたる場合など一定の場合には、自ら 整備計画を定めることができるが、この場合、都道府県は、 を得なければならないとされている。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1 都道府県知事の許可 | 2 関係市町村の同意 |
| 3 農用地利用振興地域 | 4 農用地区域 |
| 5 農業振興地域 | 6 関係市町村の承認 |
| 7 農用地 | 8 農林水産大臣の許可 |
| 9 農業振興地域の指定状況 | 10 都道府県知事の同意 |
| 11 農用地区域内の利用権の設定状況 | 12 農林水産大臣の同意 |
| 13 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 | |

(問 49) 道路法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 市町村道の路線と都道府県道の路線が重複する場合、その重複する道路の部分については市町村道に関する規定が適用される。
- 2 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、すべての私権を行使することができない。
- 3 市町村長は、市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。
- 4 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合、道路の占用をしている施設を除去し、必ず道路を原状に回復しなければならない。

(問 50) 河川法に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 河川管理施設と他の施設とが相互に効用を兼ねる場合には、他の施設の管理者が河川管理施設を管理することができる。
- 2 河川管理者以外の者が河川工事を行おうとする場合には、必ず河川管理者の承認を受けなければならない。
- 3 河川区域には、堤防等の河川管理施設の敷地となっている土地の区域が含まれる。
- 4 二級河川の2以上の都府県の境界に係る部分は、関係都府県知事が協議して別に管理方法を定めることができる。